つた法人を被合併法人とする合併により設立したもの及び当該通算親法人の事業年度開始の時において当該通算親法人との間に通算完全支配関係があるもの並びに次に掲げる要件の全てを満たすものを除く。）とする。

一　他の内国法人の加入日において当該他の内国法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のいずれかとの間に当該他の内国法人の当該加入日の前日以前のいずれかの日において通算完全支配関係があつたこと。

二　他の内国法人の加入日を含む当該他の内国法人に係る通算親法人の事業年度開始の日の前日において当該通算親法人との間に法人税法第二条第十二号の七の五に規定する支配関係があつたこと。

第二十七条の四第二十五項中「第二十三項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十四項第一号ハ⑵中「第二十六項」を「第三十項」に改め、同号に次のように加える。

第三条のうち、租税特別措置法施行令第二十七条の四第十五項第四号の改正規定中「第二十七条の四第十五項第四号」を「第二十七条の四第二十四項第四号」に改め、同項を同条第二十項とする改正規定中「第二十七条の四第十五項を同条第二十項」を「第二十七条の四第二十四項を同条第二十八項」に改め、同条第十四項の改正規定中「同条第十四項」を「同条第二十三項」に改め、同項第五号を同項第四号とする改正規定中「第二十七条の四第十四項第五号」を「第二十七条の四第二十三項第五号」に改め、同項を同条第十九項とする改正規定中「同条第十九項」を「同条第二十七項」に改め、同条第十三項の改正規定中「同条第十三項」を「同条第二十二項」に改め、同項第一号の改正規定中「第二十二項」を「第二十六項」を「第三十項」に、「第二十四項」を「第二十八項」に改め、同項第五号の改正規定中「第二十項第一号」を「第二十八項第一号」に改め、同項を同条第十八項とする改正規定中「同条第十八項」を「同条第二十六項」に改め、同条第十七項の改正規定中「同条第十二項」を「同条第二十一項」に改め、同項を同条第十七項とする改正規定中「第二十七条の四第十二項を同条第十七項」を「第二十七条の四第二十一項を同条第二十五項」に改め、同条第十一項の改正規定中「第七項」を「第十二項」に、「第三項各号」を「第七項各号」に、「第二十六項」を「第三十一項」に改め、」を「同条第二十項中「第十四項第一号」を「第十八項第一号」に、「第十七項第一号ハ」を「第二十一項第一号ハ」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第十九項中「第十六項各号」を「第二十項各号」に改め、「当該被現物分配法人の当該現物分配の日（当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第三十九条の三十九第十八項の届出をしたときを含む。）」を削り、「、第十六項」を「、第二十項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十八項中「（当該分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割法人等の連結事業年度。以下この項において「事業年度等」という。）」を削り、「各事業年度等」を「各事業年度等（」を「事業年度（」に、「分割事業年度等」を「分割等事業年度」に、「分割事業年度等の」を「分割等事業年度等に」を「分割等事業年度に」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十七項中「同条第八項第六号の二」を「同条第十九項第六号の二」に改め、「（当該分割法人等の分割又は現物出資（以下この項及び次項において「分割等」という。）の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第三十九条の三十九第十六項の認定を受けた合理的な方法を含む。）」及び「当該分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割法人等の連結事業年度）」を削り、「いるときは、当該分割等」を「いるときは、その分割等（分割又は現物出資をいう。以下この項及び次項において同じ。）」に改め、「（当該分割法人等又は分割承継法人等の当該分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第三十九条の三十九第十六項の届出をしたときを含む。）」を削り、「第十四項及び」を「第十八項及び」に改め、同項第一号イ及びロ中「第十四項第一号」を「第十八項第一号」に改め、同項第二号ハ中「第十一項」を「第十五項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十六項中「同条第八項第六号の三」を「同条第十九項第六号の三」に改め、同項第一号中「第九項」を「第十三項」に改め、同項第二号中「（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該前日を含む連結事業年度）」を削り、同項を同条第二十項とし、同条第十五項中「第三十項」を「第三十六項」に、「以下この項において同じ。）の当該」を「）の当該」に改め、「（当該被合併法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該被合併法人等の連結事業年度。以下この項において「事業年度等」という。）」を削り、「事業年度等（」を「事業年度（」に、「分割事業年度等」を「分割等事業年度等」に、「分割事業年度等の終了」を「分割等事業年度終了」に、「の当該分割事業年度等」を「の当該分割等事業年度等」に、「各事業年度等」を「各事業年度」に、「分割事業年度等に」を「分割等事業年度に」に、「分割事業年度等の開始」を「分割等事業年度開始」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十四項中「同条第八項第六号の二」に、「法第四十二条の四第八項第六号の二」を「同項第六号の二」に、「第十七項」を「第二十項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十三項中「第四十二条の四第八項第六号の二」を「第四十二条の四第十九項第六号の二」に改め、「。以下この項において「棚卸資産の販売等に係る収益の額」という」及び「（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、棚卸資産の販売等に係る収益の額として連結所得の金額の計算上益金の額に算入される金額）」を削り、同項を同条第十七項とし、同条第十二項中「第八項の」を「第十二項の」に、「同条第八項第一号イ⑴」を「同条第十九項第一号イ⑴」に改め、「（法第六十八条の九第八項第一号イ⑴に規定する当該固定資産又は繰延資産を含む。）」及び」に、「第三十九条の三十九第十一項」を「第三十九条の三十九第十項」に改め、同条第十項の改正規定中「同条第九項」を「同条第十項」に、「第三十九条の三十九第八項」を「第三十九条の三十九第九項」に改め、「。）」を削り」の下に「、第八項の」を「第十二項の」に改め」を加え、同条第八項の改正規定中「同条第八項」を「同条第九項」に、「の」を「」を「の終了」を「分割等事業年度終了」に、「の当該分割事業年度等」を「の当該」に、「に」を「の開始」を」に、「に」を「開始」に、「分割事業年度等に」を「分割等事業年度に」に改め、同条第七項の改正規定中「同条第七項」を「同条第八項」に、「（第九項」を「（第十項」に、「改め、「（当該法人の第一号」を「同条第十九項第一号」に改め、「（その」に、「当該法人の連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される法第六十八条の九第一項」を「法第六十八条の九第八項第一号」に、「第九項まで」を「第十四項まで」を「第十七項」を「第二十一項」に改め、同項第一号の改正規定中「第九項」を「第二十四項」を「第二十八項」に、「第十項」に改め、同号イの改正規定中「合併、分割、現物出資又は現物分配」を「合併等」に改め、同項第二号の改正規定中「から」を削り、同条第六項の改正規定中「同条第六項」を「同条第七項」に、「第九項」」を「第十項」」に、「第九項第二号」を「第十項第二号」に改め、同条第五項の改正規定中「第二十七条の四第五項」を「第二十七条の四第六項」に改め、同条第四項の改正規定中「同条第四項中」を「同条第五項中「第二項第二号」を「第五項第二号」に改め」に改め、同条第三項の改正規定中「同条第三項中「第四十二条の四第八項第一号」を「第四十二条の四第十九項第一号」を「同条第四項中「第四十二条の四第八項第一号イ⑵」を「第四十二条の四第十九項第一号イ⑵」に改め、同条第二項の改正規定中「同条第二項中「第四十二条の四第十九項第一号イ⑵」を「第四十二条の四第八項第一号」を「第四十二条の四第十九項第一号」を「同条第三項中「第四十二条の四第八項第一号イ⑵」を「第四十二条の四第十九項第一号イ⑵」に改め、同条第一項の改正規定中「同条第一項中「第十八項第一号」を「第二十三項第一号」を「同条第二項中「第四十二条の四第十九項第一号イ⑴」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項中「第二十七項第一号」を「第三十二項第一号」に、「第十八項第三号」を「第二十三項第三号」を「第二十七項第三号」を「第三十二項第三号」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に一項を加える改正規定中「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同条第五項後段を次のように改める。

この場合において、法人税法第六十六条第七項に規定する軽減対象所得金額は八百万円（法第四十二条の四第十一項第一号の通算法人等の第一号及び第二号イの対象事業年度終了の日に終了する当該通算法人等に係る通算親法人の事業年度が一年に満たない場合には、八百万円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額）と、通算子法人である法第四十二条の四第十一項第一号の通算法人等の第一号及び第二号イの対象事業年度の月数は当該対象事業年度終了の日に終了する当該通算法人等に係る通算親法人の事業年度の月数として、当該各号に定める金額を計算するものとする。